

議 会 資 料	議案第 46 号
下水道課	

志摩市下水道条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

政府が主導する、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるための「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」並びに「下水道法施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第2号。以下「改正令」という。）の改正等に伴い、「志摩市下水道条例」（平成16年志摩市条例第200号）についても所要の修正を行う必要が生じたため、条例の一部を改正するものです。

2. 改正する条例の要点

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、人が常に事業所や現場に留まることや、職務の従事及び事業所への専属規制（1人1現場への紐付け等）の緩和を求められていることに伴い、本条例においても指定工事店の営業所ごとに、排水設備工事責任技術者を専属させている規制を見直し、同一都道府県内の複数営業所を兼任することを妨げないこととする改正を行います。

また、改正令による六価クロム化合物に関する基準の変更に伴い、本条例においても改正後の基準に適合するよう改めます。

3. 改正による効果等

本改正により、上記プランの推進に寄与します。また、六価クロム化合物に関する基準の変更については、上位法令との整合性が図られます。

志摩市下水道条例(平成16年志摩市条例第200号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(排水設備等の工事の実施) 第8条 排水設備等の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し規程で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が<u>専属</u>する業者として規程で定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。 (除害施設の設置等) 第11条の3 法第12条の11第1項の規定による次に定める基準に適合しない汚水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道及び施設を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 六価クロム化合物 1リットルにつき<u>六価クロム0.5ミリグラム</u>以下 (6)～(43) (略) 2 (略)	(排水設備等の工事の実施) 第8条 排水設備等の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し規程で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が<u>所属</u>する業者として規程で定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。 (除害施設の設置等) 第11条の3 法第12条の11第1項の規定による次に定める基準に適合しない汚水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道及び施設を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 六価クロム化合物 1リットルにつき<u>六価クロム0.2ミリグラム</u>以下 (6)～(43) (略) 2 (略)